

1 opinion/idea/proposal/recommendation

県のホームページで各申請書等をプリントアウトする際、分かりにくい。初心者でも分かるようにしてほしい。

2006/1/4/知事ホームページ/盛岡市

建設業に係る申請書類のうち、特に変更届の様式については、変更内容ごとに提出する届出書の様式等が異なることから、これまで建設業の許可を受けた方にその内容を詳しく記載した「建設業許可を受けた後の注意事項」を配布し、周知徹底を図っていました。今後は、この注意事項を別途、平成 17 年 6 月中を目途に建設技術振興課のホームページへも掲載しますので、その内容で変更事項と提出様式をご確認の上、これまでの様式集ダウンロードサービスをご活用願います。

2 opinion/idea/proposal/recommendation

県営住宅について

入居後に収入が増えた場合の罰則規定は明示してあるのに、減収になった場合の規定がないのはどうしてか。（民間企業の場合、収入が減ることがある）税金を控除される前の収入基準額が 20 万円であるが、この月収で家族 4 人生活ができると思っているのか。

2006/1/4/電子メール/盛岡市

県営住宅の家賃は、入居者等の収入に応じて決定される仕組みのため、収入が増加すれば、当然、家賃も上がることになります。しかし、失業や病気等により、収入が減収した場合は、県営住宅等条例の規定により、県は家賃を減免（減免割合は、1 割から 9 割まで可能）し、または徴収を猶予することができます。

県営住宅に入居できる収入は、月額 20 万円以下とされていますが、この金額は、所得税法により算出した総所得金額から、世帯等の状況に応じて、同居親族控除などの控除を行った後の金額です。このため、例えば、家族 4 人（夫婦、子 2 人）であれば、510 万円（月額 42 万 5 千円）程度の収入まで入居が可能です。県としては、今後とも入居者等からの収入申告に基づき、適正に家賃決定を行っていきます。

3 opinion/idea/proposal/recommendation

道路の除雪後に、また道路に雪を出している人に対して、注意しても聞かない場合、何らかの罰則を設けてほしい。車での走行に大変、困難である。

2006/1/23/電子メール/不明

道路法上の道路に大量の雪を捨てるなどの、交通に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は道路法第 43 条の禁止行為に抵触することが考えられますが、そのような場合には同法第 99 条及び第 100 条に罰則の規程が定められています。

御提言の内容は民家等からの除排雪と思われるのですが、出入口等を確保するという事情も考慮され、なかなか判断が難しいことから、道路法の適用は困難と考えています。

しかし、冬場の安全な交通の確保に向け、今後とも道路周辺地域の皆様には、注意喚起を促すなどの P R 活動により、一層の御協力をいただきながら通行の確保に努めていきます。

4 opinion/idea/proposal/recommendation

県道の除雪について

昼間に除雪をきちんと行って、夜に道路が凍って道路状況が悪くなるのを防ぐようにしてほしい。

2006/1/23/電子メール/不明

県道の除雪については、降雪情報等をみながら、交通障害を起こさないよう適切な初期除雪や圧雪の除去を行い、良好な路面状態を保つように努めています。

御提言の時間帯については、郊外部の除雪は、気温が上がる日中に実施していますが、市街地等の幹線道路では、交通渋滞が発生し円滑な交通に影響を与えるとともに効率的な除雪が困難なため、やむなく夜間の作業になっています。

今後も、国土交通省や関係市町村と連携を図りながら、安全な通行の確保のため適切な除雪に努めていきますので、御理解と御協力をお願いします。